

# 令和5年玉村町議会第2回定例会会議録第4号

---

令和5年6月12日（月曜日）

---

## 議事日程 第4号

令和5年6月12日（月曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 請願の審査報告
  - 日程第 2 陳情の審査報告
  - 日程第 3 開会中における所管事務調査報告
  - 日程第 4 閉会中における所管事務調査の申出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願の審査報告
- 日程第 2 陳情の審査報告
- 日程第 3 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査の申出
- 追加日程第1 議案第39号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第3号）
- 追加日程第2 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第41号 財産の取得について

## 出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	齋藤恭君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	武士浩之君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	関根伸行	局長補佐	萩原穰
庶務係兼 議事調査係	重田智美		

## ○開 議

午後2時30分開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程の追加について

◇議長（石内國雄君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました追加3議案が提出されました。

本日午前11時より議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加3議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、3議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。



## ○日程第1 請願の審査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号3、インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題といたします。

この請願につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

浅見武志総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 浅見武志君登壇〕

◇総務経済常任委員長（浅見武志君） 本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、玉村町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号3、受理年月日、令和5年5月22日。

件名、インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書。

請願者住所・氏名、群馬県伊勢崎市粕川町1618-2、伊勢崎佐波民主商工会玉村支部会長、奈良民男、支部長、関口泰雄。

審査結果、不採択とすべきもの。

請願の趣旨。コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、

悪化を招いています。物価高倒産は、前年度比3.4倍に上っております。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押しつけられます。既にインボイス登録をしないと回答したら、3月で契約が打ち切られた事例が出ております。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは、小規模事業者やフリーランスではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲物などの自動販売機を設置している家庭にも、インボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われております。

伊勢崎佐波地域でも、インボイスを取っていないのはあなただけ、取ってくれないと仕事が出せなくなるなど、開始時期が迫り、取得に圧力をかける事例が増えています。また、インボイスが始まるなら廃業、設備の導入などお金が回らないなど、悩みや苦悩を抱える事業者も増えております。

国会では、インボイス制度が実施されることで、電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています。こうした対応は住民の負担増にもつながりかねません。

政府は、161万社がインボイス制度の対象になり、2,480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

今インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持、再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

以上の趣旨により、以下の請願を行います。

1、インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。

本件について、玉村町議会会議規則第93条第1項の規定により、紹介議員である宇津木治宣議員に説明を求めました。

紹介議員の説明。コロナ禍が暮らしと営業の危機的状況を深刻化させております。ウクライナ侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響で、燃油や資材などの価格高騰、納品遅れに加え、食品や生活必需品の大幅な値上がりも追い打ちをかけております。

こうした影響を受け、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が求められております。10月からのインボイス実施は、事務負担の増加を強いるとともに、免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。このままでは、インボイス導入を機に、個人事業主や農業従事者、フリーランス、文化事業者などを廃業の危機に追い込み、さらなる地域経済の衰退につながることは必死です。インボイス制度導入に関し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟など、多くの団体が現状のまま実施に踏み切ることに懸念の声を上げております。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃となるインボイス制度の導入の中止を求める請願を玉村町議会に提出し、政府への意見書提出を求めます。

主な質疑については、後で御覧になっていただければと思います。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、3人の委員から不採択とすべきものとする意見があり、2人の委員から採択すべきものとする意見がありました。

委員の主な意見。堀越委員。免税事業者が全国で全事業者の6割強に上ると推計され、小規模事業者をはじめ、中小零細企業、地域経済にとって深刻な影響が避けられません。影響を受ける全ての町民、また国民を守るために、国に意見書を提出し、表明すべきだと思っております。採択でお願いします。

松本委員。デジタル化社会になってきているので、その趨勢は止められず、必要不可欠なものだと考えます。そこから派生してくる様々な問題は個人の問題として捉え、救済策として考えていくべきものであると私自身は考えますので、不採択としたいと思えます。

月田委員。前回提出した請願と同じ内容なので、どうかと思えますけれども、今後新しい制度をつくるときには、慎重に皆さんの意見をよく聞いてやってほしいという意味で、こういうものを提出しておくことはそれなりに意義があることだと感じました。採択です。

小林委員。前回の請願書とほぼ内容が変わっておらず、そのときにも私は言ったのですが、不確定な部分だけでこれを出すというのはどうなのか。それから、今の時代、デジタル化に波及する様々なケースがこれから出てくると思うのです。実施中止ではなく、もう少し考え直してもらおうということも踏まえたものであればいいと思うのですけれども、このままでは私は厳しいと思えますので、不採択でお願いいたします。

高橋委員。インボイス制度は納税制度ですから、これに反対する必要はないのです。私は不採択です。

表決。本請願は、採決の結果、不採択とすべきものとなりました。

以上。

◇議長（石内國雄君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本請願に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

委員長の報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。



## ○日程第2 陳情の審査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第2、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号1、地方財政の充実・強化に関する意見書採択についての陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

浅見武志総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 浅見武志君登壇〕

◇総務経済常任委員長（浅見武志君） 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、玉村町議会会議規則第95条の規定により報告いたします。

受理番号1、受理年月日、令和5年5月23日。

件名、地方財政の充実・強化に関する意見書採択についての陳情。

陳情者住所・氏名、群馬県伊勢崎市中央町30-4、日本労働組合総連合会、群馬県連合会、伊勢崎地域協議会、議長、宮下和夫。

審査の結果、不採択とすべきもの。

陳情の趣旨。今地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られております。これらに対応するための地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されております。

このため2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確保を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

以下の事項につきましては、後でお読みいただければと思います。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、2人の委員から採択すべきものとする意見があり、2人の委員から不採択とすべきものとする意見があり、1人の委員から趣旨採択とすべきものとする意見がありました。採決の結果、採択すべきもの2名、不採択とすべきもの2名、趣旨採択とすべきもの1名となったため、委員長による裁決の結果、本陳情を不採択とすべきものとすることに決定いたしました。

委員の主な意見。堀越委員。地方自治体の財源不足はますます増えていき、人々が疲弊していくと考えられております。労働者1万人を超えるアンケートからの申入れで、労働者の叫びだと考えております。そのため採択といたします。

松本委員。網羅的な陳情なので、特に問題を感じません。可もなく不可もなく、判断を非常に迷うところではありますけれども、趣旨採択でお願いいたします。

月田委員。大事なことが書いてあるが、これだけでいいのかというのと何とも言えない。しかし、こういうものを国に出すこと自体、私は悪いことではないと思うので、採択といたします。

高橋委員。去年9月にも同じ陳情が出て、趣旨採択ということで陳情者に連絡してあると思います。まだ1年たたないうちですが、今回は不採択でいいと思います。

小林委員。去年も出ている陳情です。また、内容的によいか悪いかという判断をしかねます。いろいろな情勢を考えているところもあると思いますが、今回は私は不採択でお願いいたします。

表決。本陳情は、採決の結果、不採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

委員長の報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。



### ○日程第3 開会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第3、開会中における所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



### ○日程第4 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（石内國雄君） 日程第4、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長から申出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



### ○追加日程第1 議案第39号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第3号）

◇議長（石内國雄君） 追加日程第1、議案第39号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第39号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に211万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億7,455万8,000円とするものでございます。

具体的な補正内容につきましては、角瀧キャンプ場における樹木の安全対策を行うものでございます。今年4月、相模原市のキャンプ場において倒木による死傷事故が発生したことを受け、角瀧キャ



ンプ場における樹木を点検したところ、枝や幹の立ち枯れ等により、危険性のある樹木が発見されました。安全上、緊急措置が必要な樹木は既に伐採等の対処を実施しておりますが、今回の補正予算につきましては、これから台風シーズンを迎えるに当たり、危険性のある樹木の枝落としや伐採等を行い、利用者の安全確保を図るものでございます。

なお、歳入における財源といたしましては、前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 角淵キャンプ場管理事業ということで、このキャンプ場の範囲は水辺の森全体の中でどの部分が入るのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

岩倉橋の玉村町から新町に向かうほうの右側が水辺の森公園になりまして、左側が烏川河川敷総合レクリエーション基地公園になります。その烏川レクリエーション基地公園の中で野球場が運動場ということになりまして、その奥に角淵キャンプ場がございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 相模原市の件でキャンプ場ということだったのですけれども、例えば水辺の森の範囲の中で倒木のおそれがあるような、そういう樹木もあるかと思うのですが、こちらについてはどんな考えなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） まず、今年の4月の16日に相模原市のほうで事故がありまして、そちらはキャンプ場として使っている中で倒木があつて、事故が起こったということで、町としましてもキャンプ場としてまずは貸し出している範囲を優先的にやるということで考えております。特にキャンプですので、寝ている間に木が倒れてしまうとよけられないということがございますので、まずはそちらを最優先として、今後そのほかの木についてもどういふふう管理をしていったらいいかということは考えていこうと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 先日水辺の森を歩いていましたら、高いところのかなり太い枝木が実は処理してあったというか、切って下にまとめてあったので、そういうことがあったのかなと思ったのですが、今のお話のとおり、そちらもぜひ注意して見ていただければと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○追加日程第2 議案第40号 工事請負契約の締結について

◇議長（石内國雄君） 追加日程第2、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第40号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年4月に発足する南分団の詰所建設工事を条件付一般競争入札で行ったところ、5業者の参加申込みがあり、5月31日に開札をしました結果、株式会社徳江工務店代表取締役、徳江光俊が、消費税込み5,434万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、南分団の活動の拠点となる鉄骨造り2階建ての詰所の建築のほか、軽4輪駆動消防車を収納する車庫や団員の駐車場等を整備するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了しました。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） この件に関しては、昨年上陽分団の詰所建設の際に同じ入札があったかと思いますが、前回の反省点を含めて、今回前回と変わったような現説の方法だとか、そういうことはあったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

基本的には、通常の建築工事の契約の段取りというのですか、事務を踏まえて行っております。まずは、建築の設計業務、こちらにつきましては建物が同様のものだったので、変更程度の設計業務を行い、設計のほうをよく精査した上で一般競争入札、そして徳江工務店が落札をしたという流れになっております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 前は、設計図書と、それから見積りの内訳が違ったということが問題になったかと思いますが、例えば今回、設計図書を優先するのだとか、そういうような説明はあったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） その辺りは反省も踏まえまして、まずは図面優先、そして当方のほうで数量等もよく精査した上で建築の予定価格、設計額のほうも精査をさせていただきました。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ○追加日程第3 議案第41号 財産の取得について

◇議長（石内國雄君） 追加日程第3、議案第41号 財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第41号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年4月に発足する予定の南分団に軽4輪駆動消防車を導入するため、指名競争入札を行った結果、群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社代表取締役、温井勲雄が、消費税込み832万7,000円で落札したため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入する軽4輪駆動消防車は、通常の消防ポンプ車では走行できない狭い道路での消火活動にも機動的に対応することができるため、消防団の機動力の強化と地域防災力の向上が図れるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



## ○町長挨拶

◇議長（石内國雄君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。  
町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 今和5年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先週で町内の麦刈りがおおむね終わり、町の景色が一面の麦秋から、青空に映える水田へとさま変わりする季節となりました。来月には、県内でいち早く夏の到来を告げる第33回たまむら花火大会を実施します。町民全ての親睦と町に活力をもたらすことを開催の趣旨として、町民の皆様楽しんでいただけるよう工夫してまいりますので、議員の皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、6月1日に開会され、本日までの12日間、当初の29議案並びに追加の3議案を慎重にご審議いただき、全ての議案につきましてご議決、ご承認賜り、厚く御礼申し上げます。また、一般質問において、議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に役立ててまいりたいと考えております。

結びに、梅雨の季節に入り、天候が不安定になり、体調を崩しやすい時期となりました。皆様方には健康に十分留意され、これからも多くのご提案やご協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、今後のますますのご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。



## ○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 令和5年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は6月1日に開会し、本日までの12日間にわたり、条例の一部改正や一般会計補正予算、人事案件などの議案について慎重な審議がなされました。また、一般質問においては9人の議員が様々な観点から町政をただすなど活発な議論が行われ、誠に意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局におかれましては、今定例会の一般質問で示されました議員からの意見や提案を十分考慮していただき、今後の行政執行に反映されますよう、より一層の努力を求めるものであります。加えてコロナ収束後のアフターコロナ時代にいち早く対応し、地域経済の復興に向けた諸施策をはじめ、各種施策を着実に執行していただき、町民が安心して安全に暮らせますようお願いいたします。

結びに、議員並びに執行各位におかれましては、健康には十分留意され、今後とも町政発展のためにますますご活躍されますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。



## ○閉 会

◇議長（石内國雄君） これをもちまして、令和5年玉村町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時5分閉会